

長野労働局からのお知らせ

「外国人雇用はルールを守って適正に」
～外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を！～

6月は外国人労働者問題啓発月間です。

事業主の方が外国人労働者を雇用する場合は、事前に適法に就労できる「在留資格」を確認の上、労働者の氏名、在留資格、在留期限、国籍等をハローワークに届け出ることが義務付けられています。また、国内で就労している外国人労働者には、日本人労働者と同様に労働基準法などの労働関係法令が適用されます。

長野労働局では、外国人労働者の方の相談に応じるためポルトガル語の通訳による外国人労働者相談コーナーを設置しています。また、県内6か所のハローワークでは、外国人雇用サービスコーナーを設けて通訳を配置し職業相談を行っていますので、お気軽にご利用ください。

〔 なお、外国人労働者の募集・採用については各ハローワークへ、労働条件等については各労働基準監督署へご相談ください。 〕

【外国人労働者相談コーナー（長野労働局に設置）】

相談日 毎週火・木曜日 午前9時～午後4時

電話 026-223-0553

【外国人雇用サービスコーナー設置ハローワーク】

長野、松本、上田、飯田、伊那、諏訪の各ハローワーク

※長野・松本・上田・飯田所はポルトガル語及び中国語通訳を配置

伊那・諏訪所はポルトガル語通訳のみ配置

通訳の業務取扱い日等は、各ハローワークにお問い合わせください。